

静岡県の最低賃金

| 地域別最低賃金 | 最低賃金額(円) |
|---------|----------|
| | 時間額 |
| 静岡県最低賃金 | 807 |

※静岡県最低賃金の効力発生日は平成28年10月5日です。

| 静岡県特定(産業別)最低賃金件名 | 最低賃金額(円) |
|---------------------------------------|--|
| | 時間額 |
| タイヤ・チューブ・ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 | 847 |
| 鉄鋼・非鉄金属製造業 | 882 |
| はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具・輸送用機械器具製造業 | 894 |
| 電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業 | 866 |
| 各種商品小売業(百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所) | 836 |
| バルブ・紙・加工紙製造業 <<効力発生日:平成27年12月31日>> | 786 平成28年10月5日以降は、 「静岡県最低賃金」807円が 適用されます。 |

※上記の静岡県特定(産業別)最低賃金の効力発生日は、平成28年12月29日です。

お問い合わせは、静岡労働局賃金室(電話 054-254-6315)またはお近くの労働基準監督署まで。

静岡労働局ホームページ

http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/roudou/chingin/chingin_new.html